

小児在宅医療に係る評価の推進

骨子【I-4 (2)】

第1 基本的な考え方

小児在宅医療に積極的に取り組んでいる保険医療機関を評価する観点から、機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の実績要件として、看取り実績だけでなく、重症児に対する医学管理の実績を評価する。

第2 具体的な内容

機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の実績要件について、看取り実績のほか、新たに超・準超重症児の診療実績を評価することで小児在宅医療の推進を図る。

現 行	改定案
<p>[単独型の機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院の施設基準]</p> <p>当該保険医療機関において、過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有すること。</p>	<p>[単独型の機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院の施設基準]</p> <p>当該保険医療機関において、過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有する又は <u>15歳未満の超・準超重症児に対する総合的な医学管理の実績を過去1年間に4件以上有すること。</u></p>
<p>[連携型の機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院の施設基準]</p> <p>当該在宅支援連携体制を構築す</p>	<p>[連携型の機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院の施設基準]</p> <p>当該在宅支援連携体制を構築す</p>

る他の保険医療機関と併せて、過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有し、かつ、当該保険医療機関において2件以上有すること。

る他の保険医療機関と併せて、過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有すること。

また、当該保険医療機関において過去1年間の在宅における看取りの実績を2件以上又は 過去1年間の15歳未満の超・準超重症児に対する総合的な医学管理の実績を2件以上有すること。